

県北広域振興局長告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年5月10日

県北広域振興局長 高橋 信

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
二戸市金田一字大釜129番の一部及び135番1	34.04	4.00	平成25年4月24日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。